

婚外子差別は違憲



発行所

山形新聞社

山形市旅籠町2-5-12

電話 代表023 (622) 5271

Copyright (c) 2013

Yamagata Shimbun

2013年

9月4日

〈水曜日〉

電子
速報版

購読申し込み
(9-17時)

0120-81-8040

やまがた
ニュースオンライン
yamagata-np.jp

携帯・スマホ
yamagata-np.jp
/mobile/



詳しくは山形新聞を
ご覧ください。

最高裁 95年判例見直し

結婚していない男女間の子（婚外子）の遺産相続分を、法律上の夫婦の子（嫡出子）の半分とする民法の規定をめぐる裁判の特別抗告審で、最高裁大法廷（裁判長・竹崎博允長官）は4日、この規定が法の下での平等を定めた憲法に違反し無効だとする決定をした。「合憲」とした1995年の判例を見直した。



婚外子の相続規定をめぐる最高裁の決定で、「憲法違反」の垂れ幕を掲げる代理人弁護士 4日午後3時8分、最高裁前

婚外子の相続規定は明治民法から戦後の民法に引き継がれ、国内外から「不当な差別」と強い批判を受けていた。法務省は既に相続分を平等にする民法改正案をまとめているが立法に至っておらず、最高裁決定で国会は早急な改正を迫られる。

今回の裁判は東京都と歌山県で遺産分割が争われた2件の家事審判で、いずれも01年に父親が死亡したケース。それぞれの家裁、高裁は規定を合憲とし、婚外子側が特別抗告した。

婚外子の相続規定について最高裁は95年の決定で合憲と判断したが、大法廷の裁判官15人中5人が「違憲」とする反対意見を述べた。以降、同種の裁判で最高裁の小法廷が判例を踏襲してきたが、一部の裁判官は違憲とする少数意見を表明していた。

大法廷は通常、裁判官全員で審理するが、法務省民事局での勤務経験が長い寺田逸郎裁判官は今回、当時の公務との関係を理由に外れた。